

総務文教常任委員会会議録

令和7年11月20日

午前9時30分開会

○副委員長（保田 仁議員） 皆さんおはようございます。ただいまより総務文教常任委員会を開催をいたします。

初めに、委員長からご挨拶をお願いいたします。

○委員長（八木幹男議員） 皆さんおはようございます。本日はお忙しい中ご参集頂きまして、ありがとうございます。東部コミュニティ施設は、これからの美瑛町のまちづくりにおいて方向性を定める大切な事業であると、このように考えております。東部地区では、地域住民が主体となって地域課題解決と持続的な地域づくりに向け、東部地区コミュニティセンター運営協議会を設け、期成会役員、運営協議会役員、慈光会、役場関係者等が一堂に会して16回にわたり話し合いが持たれ、施設の在り方等を協議してきたところであります。また、本条例は、この未来志向の小さな拠点をどう運営していくかを規定する大事な事例であります。実りある事例に仕上げたいと考えておりますので、積極的な発言を頂き、ことをお願いしまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。今日1日よろしく願いをいたします。

○副委員長（保田 仁議員） ありがとうございます。

続きまして、議長からご挨拶をお願いいたします。

○議長（野村祐司議員） おはようございます。ご苦労さまでございます。季節の変わり目は、晩秋から初冬という今年なんか特に早いような気がいたします。

ご案内の総務文教常任委員会の条例審査でございますが、これは令和7年第5回定例会で付託された案件でございます。よろしく申し上げます。

11月の10日に既に関係部局との所管事務調査で、それぞれの説明を詳細に受けておりますので、本日につきましては、それも踏まえてよろしくご審議のほどお願いいたしまして、開会の挨拶といたします。よろしく願いいたします。以上です。

○副委員長（保田 仁議員） ありがとうございます。

以降につきましては、委員長の進行により、お願いをいたします。

○委員長（八木幹男議員） ただいまから令和7年第5回定例会において本委員会に付託されました、議案第1号、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件の審査に係る総務文教常任委員会を開会します。ただいまの出席委員は6名であります。

審査に入る前に、本委員会の進め方について協議をいたします。初めに、説明員から提案理由の説明を受けたいと思います。提案理由の説明が終わりましたら、総括質疑を行います。次に、条文ごとの質疑を行い、最後に全体の質疑を行い、質疑を終わりたいと思います。

また、本日は委員外委員議員が出席していますので、質疑の機会を設けたいと思います。質疑終了後に討論採決を行います。

次に、発言について確認させていただきます。発言の要求は挙手によって行い、委員長の許可を得た後、起立して質疑を行ってください。質疑の方法は一問一答とします。発言回数については、原則的に制限がありません。なお、委員会にも会議規則第54条の規定が適用されますので、発言は全て簡明にするものとし、議題外にわたり、またはその範囲を超えないようお願いをいたします。以上、このような方法で会議を進めたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(「なし」の声)

異議なしと認め、このような方法で会議を進めてまいります。

暫時休憩します。

休憩宣言 (午前9時35分)

(総務課、保健福祉課、農林課説明員 入室)

再開宣言 (午前9時36分)

○**委員長 (八木幹男議員)** 総務課、保健福祉課、農林課の説明員の皆さん、ご苦労さまです。休憩前に続き、委員会を再開します。

それでは、審査に入ります。本委員会に付託されました、議案第1号、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件を議題とします。

議案第1号について提案理由の説明を求めます。

(「はい」の声)

総務課長。

○**総務課長** おはようございます。議案第1号の提案理由につきましてご説明申し上げます。美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定につきましては、これまで東部地区の住民が主体となって、地域が抱える課題などを把握し、その課題解決とともに持続的な地域づくりについて話し合いが進められ、地域コミュニティの持続に必要な機能が集約された複合施設の在り方を協議してきたところです。

これらから、住民、事業者及び行政が連携協力し、それぞれ役割を分担しながら、各種生活支援機能を集約、確保した小さな拠点として、現在整備を進めている施設の管理運営のため、新たに本条例を制定するものです。

初めに議案を朗読し、朗読しその後、条例の制定の要旨等及び規定内容などをご説明いたします。それでは議案を朗読いたします。

(議案の朗読を省略する)

資料の条例の制定要旨によりご説明いたします。資料の1頁になります。1の制定の要旨に

つきましては冒頭にご説明したとおりですので省略いたします。

2の施設の概要等ですが、施設のコンセプトをみんながつながる地域の家として、複数の機能を一つに集約し、地域で世代を超えた交流を図り、互いに支え合いながら持続的な地域づくりを進める施設となります。

1点目の構造等につきましては、構造は木造平屋建て、延べ床面積768.68平方メートル。間取り等は、集会室1室、多目的室2室、高齢者福祉棟1棟、農産物加工室1室、喫茶談話室1室、直売所1棟、イベントスペース1か所、事務室1室、トイレ3か所などを配置しております。

2点目の施設で行う事業につきましては、地域コミュニティづくりに関する事業から2頁のその他目的達成のために必要な事業までの7事業としております。

3点目、その他としましては、緊急防災施設としても活用されますことから、停電時の電源確保のため、非常用発電機を施設内に設置しております。また、省エネルギー技術を活用し、一次エネルギー消費量を50%以上削減した、建築物の評価基準であるZEBレディーの認証を予定しております。

3の施設の管理運営につきましては、公の施設として町で運営し、施設の維持及び管理、使用の許可及び制限等に関する業務につきましては、指定管理者に委託する予定をしております。

4の施設、制定の概要につきましては、本条例は第1条の目的から第20条の施行規程までの本則全20条及び附則で構成しております。以下、規定内容を順に申し上げます。第1条目的では、本施設の設置の目的を。第2条名称及び位置では、本施設の名称と位置を。第3条事業では、本施設で行う事業について規定しております。第4条開館時間及び休館日では、本施設の開館時間及び休館日を第5条使用許可では、本施設の使用の許可について規定しております。第6条使用料では、本施設の使用料。第7条使用料の減免では、本施設の使用料。使用料の減免を。第8条使用料の返還では、本施設の使用料の返還について規定しております。3頁になります。第9条使用許可の制限では、本施設の使用を許可しない行為を。第10条使用許可の取消し等では本施設の使用許可の取消し等を。第11条目的外使用等の禁止では、本施設を目的外に使用すること等を禁止する旨を旨について規定しております。第12条原状回復では、使用者の原状回復義務を。第13条入場の制限では使用者の入場の制限を、第14条損害の賠償では本施設における損害の賠償について規定しております。第15条、管理の代行等では、本施設における指定管理者による管理の代行とその業務範囲等について規定しております。第16条利用料金では本施設の利用料金を。第17条利用料金の減免では、本施設の利用料金の減免を。第18条利用料金の返還では、本施設の利用料金の返還について規定しております。第19条報告調査指示では、指定管理者の業務または経理に関する報告、調査指示ができる旨を規定しております。第20条施行規定では、本条例の施行に関し必要な事項は規則で定める

旨を規定しております。附則では、施行期日及び準備行為について規定しております。5の施行期日につきましては、令和8年4月1日から施行するものです。施設による5節、資料によるご説明終わり、議案に戻ります。

5頁の附則になります。附則、施行期日、第1項、この条例は令和8年4月1日から施行する。準備行為、第2項、指定管理者の指定に関する手続及びこの条例による事前の使用の手続その他必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。なお6頁及び7頁の別表第1から別表第3までの朗読は省略いたします。以上で議案第1号の提案理由のご説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○委員長（八木幹男議員） ありがとうございます。初めに、総括質疑を許します。総括質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、これで総括質疑を終わります。

次に、2条文ごとに事務局が朗読し、審査を行います。初めに、第1条及び第2条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第1条及び第2条について、質疑を許します。

（「はい」の声）

5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田です。おはようございます。よろしくお願いいたします。第2条の名称及び位置ですけれども、東部地区コミュニティ施設という名称で朗根内に置くということですが、町内の施設、いろいろみのもりですとか、美進ですとか、あとほの香ですとかいろいろ愛称がついておりますけれども、愛称をつける検討はされているのか、直接は条例には関係ないかもしれませんが、愛称をつけるとしたらどう、どういう公募をしますとか、いろんなそういう方法があると思いますけど、そこら辺のところお聞きしたいと思います。よろしくお願いいたします。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長補佐。

○総務課長補佐 よろしくお願いいたします。愛称につきましては、本条例をお認め頂いた後です、ね、町広報紙等で愛称の募集のほう進めてまいりたいと考えております。募集の上、選考した上で、町民の皆さまに親しまれる愛称のほう決定してまいりたいと考えております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 保田委員。

○委員（保田 仁議員） 東部地区だけではなく、全町民という考え方でしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長補佐。

○総務課長補佐 愛称の募集については、全町民の方からお願いしたいと思っております。当然東部地区の皆様にもですねアイデアを頂いて、その中から選考してまいりたいと考えております。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第3条及び第4条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第3条及び第4号について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第5条及び第6条並びに別表1から別表3までの審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第5条及び第6条並びに別表1から別表3までについて質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

3番、京屋委員。

○委員（京屋愛子議員） 3番、京屋です。よろしく申し上げます。この料金についてですが、何か根拠があって、この数字にしたのか。まあ他の施設の利用料ということで、なさったんだと思うんですけど、私はちょっと高いのか安いのかよく分からないんですけど、この辺どういう風に考えてお出しになりましたか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長補佐。

○総務課長補佐 使用料金の設定根拠につきましては、本町が管理しております。それ以外の公の施設の中からですね、類似した使用目的の部屋、またその面積等から鑑みまして、それらの使用料金と均衡を図った上で設定をさせていただいております。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 3番、京屋委員。

○委員（京屋愛子議員） それはほかとバランスをとるっていいかと思っておりますので、じゃ次にですね、第2表のところですね。ここは慈光会さんとのやりとりはきっと終わりになったと思うんですけども、この値段がよく分からない。どういう風なやり取りをなさったのか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 参事。

○保健福祉課参事 この件に係わらず、これまで東部地区運営協議会の中には慈光会のほうが入っておりますので、その中で、検討してまいりました。基本的には使用料金については、町が決定するものですので、具体的にこの金額とか、そういったものはしてませんが、全体として、これぐらいが妥当かなということで、設定しております。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 京屋委員。

○委員（京屋愛子議員） では町が大体こんな感じだろうということで出したんですが、そのときにでも出さないところ書けないですよ。向こうのやりとりもありますよね。七彩さんの今の状況。そこと、この値段で建てた使用料がどうなのか、向こうにもいろいろご意見あったと思うんですけど、これでどうなんだろうという話はもしなければこれ出てこないはずなんで、その辺ちょっとはっきりしないといけないかなと思うんですけど、いかがですか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 参事。

○保健福祉課参事 慈光会のほうとは協議はしております。その中で利用料金につきまして、使用料につきましては、この金額を定めた中で、この後、減免等もありますので、その中で検討していければなという風には考えております。

○委員長（八木幹男議員） よろしいですか。

（「はい」の声）

3番、京屋委員。

○委員（京屋愛子議員） この料金に変更になるってということもあり得るということですよ。減免はど、減免もありますけど、それはどういうところで減免として使うのか。町の福祉のそしてやっている。使っていくのか。その辺ちょっと分かりにくいかなって私は思うんですけど、いかがでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 参事。

○保健福祉課参事 先ほど餌取のほうからも申しましたけれども、この金、単価とかについては、

一定の根拠を持って設定しておりますので、その中で金額のほうを設定しております。なのでこの運用の中で、減免というものは適用していければなという風に考えているというところですよ。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 3番、京屋委員。

○委員(京屋愛子議員) ごめんなさい。もう1回。その根拠を私最初はその根拠を聞いたかったんで、私の言い方が悪かったですね。その根拠があつて、この値段にしたということですよ。さっきの利用と同じで。その辺ちょっとお聞かせ願えますか。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 参事。

○保健福祉課参事 根拠につきましては、今回、高齢者等につきましては、一体として使う部分となりますので、これにつきましては面積ということで計算をしております。単価の根拠といましては、十勝岳火山砂防情報センター、ごめんなさい。十勝岳火山情報センターですね、この条例の中の使用料の金額並びに美瑛町観光センター条例の使用料の金額などを参考に設定していると。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第7条及び第8条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第7条及び第8条について質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第9条及び第10条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第9条及び第10条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第11条及び第12条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長（八木幹男議員） 第11条及び第12条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第13条及び第14条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第13条及び第14条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第15条及び第16条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第15条及び第16条について質疑を許します。質疑ありませんか。

（「はい」の声）

5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田でございます。第16条利用料金の第3項につきましてですが、あらかじめ町長の承認を得て指定管理者が定める額というところでありますけれども、先ほどの使用料との関係でいけば、想定ではイコールになるということで考えてよろしいでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長補佐。

○総務課長補佐 ご質問頂きましたこちらの利用料金ですが、使用料と利用料金、読み方違いますけど、どちらにしましても、公の施設を利用する際の対価となるという形になりまして、このたびの条例の規定では、別表第1から別表第3に定める金額を、の範囲を設けて設定をするというような規定とさせていただきました。よってですね、使用料と利用料金は同額が基本になろうかと考えております。先ほどの条項の中にありました減免等の考え方も出てきますけども、基本的には同額を頂くというような考え方となります。以上です。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 5番、保田委員。

○委員（保田 仁議員） 5番、保田でございます。ほかの条例でもあると思うんですけども、ファクスを使用料で決めといて、利用料金はそれより下げ、低い金額というところがよくある

のかなと思っではいるんですけども、例えば次高齢者福祉等なんかの場合ですね、慈光会さんなんか料金を設定すると思いますけれども、基本それ、いろいろな経費なんかも考えて額を利用しやすい額に収めるというようなことが考えられると思うんですが、そこら辺の想定というんでしょうかね。そういった想定をされていないのかどうか。お伺いします。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 参事。

○保健福祉課参事 このたびの利用料金につきましては、指定管理者が受けるというような形になりまして、指定管理者のほうは、今のところ、東部地区運営協議会を想定しているというところなんですけれども、その中で集めるという形になりますので、基本的には、先ほど餌取のほうで言っていました、以降の形で集めるということで考えているというところですよ。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第17条及び第18条の審査を行います。

○議会事務局長

(条文の朗読を省略する)

○委員長(八木幹男議員) 第17条及び第18条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

(「はい」の声)

高田委員。

○委員(高田紀子議員) 13番、高田です。第17条の利用料金の減免ですが、基準設定に則って利用者から申請を提出されて、町に報告されて、条例に則って減免が行われると思うのですが、その流れについて教えてください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○総務課長補佐 こちら減免に当たっての基準につきましては、条例の施行規則の中で、考え方の範囲を指定しまして、その中で使われる団体の方ですとか、また使う用途だとかを鑑みながらですね、減額の範囲または免除の範囲を決めていくという形となります。こちらの17条の規定につきましては、指定管理者が町長が決めこちらの町側が決めた基準に従って減免をするものであって、指定管理者側が、この人はいいとかっていう判断をするものではないよという考え方を規定したというような内容となります。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 13番、高田委員。

○委員（高田紀子議員） 結局、すいませんちょっと流れが分からないのでお聞きしたんですけども、結局管理のほうは全部指定管理者のほうでやるので、申込みとかも指定管理者で申し込まれるんですが、結局そこで使用料とか利用料とかってというのが減免という形になった場合に、その申込みを受けた指定管理者が、町側の管理の減免っていうところで、流れとしてですね、申込みがありました。ではこれについて、規則の中では、申込みのところ、その減免理由とかも書くところがありますよね。記載するところがあるので、ではそれについて、指定管理者は町のほうに報告をして、この分、件については、減免になるのか、減免にならないのかという判断を委ねるような形になるのでしょうか。

（「はい」の声）

○委員長（八木幹男議員） 課長補佐。

○総務課長補佐 手続の流れにつきましては、今高田委員おっしゃっていただいたような流れが基本となりまして、あらかじめ定めた基準の範囲で、しっかり割り切れる内容につきましては、その中で判断をしていただいて、減額ないし免除した形で利用者の方にお伝えして、そこで同意を得た上で、利用していただくというような流れになります。ですが用途によってはですね、判断が難しいものも当然出てくるかと思いますので、その場合に当たってはですね指定管理者の方から町側のほうに一度保留していただいて、紹介していただいて、確認した上で、利用者の方にお伝えして、使っていただくというような流れを想定しているところです。以上です。

○委員長（八木幹男議員） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、第19条及び第20条の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 第19条及び第20条について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、附則の審査を行います。

○議会事務局長

（条文の朗読を省略する）

○委員長（八木幹男議員） 附則について、質疑を許します。質疑ありませんか。

（「なし」の声）

質疑なしと認め、次に進みます。

次に、議案第1号全般について質疑を許します。

(「はい」の声)

6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 2016年に制定された障害者差別解消法があります。昨年2024年に改正されました。改正の大きなポイントとしては、地方自治体にこれまで努力義務であったものが民間の事業者においても、努力義務、ごめんなさい。法的なものか。民間事業所においても、努力義務から法定で変わっていると。そういうようなことを大きな改正点がありました。それで、伺いたいのが、この条例については、上位の法令である障害者差別解消法の理念を含めて、制定されたというか、建付けとしてですね、考え、反映されたような条例である、どのような認識でおられるか、伺いたいと思います。

○委員長(八木幹男議員) 暫時休憩します。

休憩宣言(午前10時20分)

再開宣言(午前10時20分)

○委員長(八木幹男議員) 再開します。

(「はい」の声)

課長補佐。

○総務課長補佐 本施設の条例の制定に当たってという部分と、本施設の機能ですとか、また建物のづくりですとか、そういった検討にあたってという二つの考え方から申し上げさせていただきたいんですけども、まず建物ですとかこの施設のコンセプト目的等に当たりましては、国の考え等も、取り入れながら進めているところもありまして、法律の理念等については通じているものがあるかと考えております。またバリアフリーやそういった合理的な配慮等についてもですね、関係の法律等も基準を遵守しながら進めてきたところなんです。条例の制定の部分につきましては、本施設の目的の部分とは別として、関連してくるところは当然あるかと考えておりますが、条例のたてつけ等につきましては、地方自治法の基準がベースとなって、公の施設としての規定を設けさせていただいたという結果となります。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。私がですね、理念という風にあえて言ったのは、法的には、例えば障がい者に対しての減免規定がなかったとしても、それは条例上何ら問題はないと。ただ私がちょっとね、思いとしてあるのは、2014年に法改正になったというのですね、やはりこれまで努力義務であったのが法的義務でなると。そうなったときに、障がい者がより社会参加できるであるとか、自治体が、またその民間事業者指定管理の業者がですね、同じように、合理的配慮をどこまでやるのかと。その辺りについて、もう馳せていたか

どうかということ伺いたかったんです。それで、例えば、旭川障がい福祉センターおびったあそこの指定管理ですね、運営されてますが、減免の規定が当然あってホームページもその減免の金額まで出てます。こちらで減免の規定はあるんだけど、より分かりやすく障がい者の方分かりやすく、アプローチするのであれば、やはりその条例のほうにもですね、本来的には障がい者の手帳を持っていた方が、来た場合には減免できるであるとか、そのような規定を設けるのが、障害者差別解消法の理念を尊重した条例と。そんな風な印象を持っているんだけど、これが恐らくスタンダードとなって他の地区でですね、展開されていくときにはやはりそういうことが必要となっていくという風に思っておりますので、その辺りについての認識を伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○総務課長補佐 公共施設の利用に当たって、障がい者の皆さんまた障がい者団体の皆さんが行う活動等については、これまでも町の減免等の対象とするような形で対応してきたところかと考えております。委員ご指摘のとおりですね、それらを分かりやすく利用者の皆さんにお伝えした上で進めていくという部分については、現在美瑛町のほかの公の施設においてもですね、その減免規定のメンバー、お知らせの部分については、足りない部分あるのかなと率直に考えているところです。このたびの本施設の条例の制定に当たっては、この他の公の施設と歩調をそろえた上での、条文とさせていただいたところがございますが、現在町のほうで、これら使用料等の見直しに合わせてですね、減免ですとかそういったものの考え方についても、改めて整理を立ち戻って検証しまして、お知らせをしていく必要もあるのかなというような議論を進めているところでございます。他町の事例を見ますと、障がい者の方ですとか、いろいろな生活環境にあるいらっしゃる方ですとか、それぞれ割合等を決めながらですね、それを特定の施設だけではなくて、全体的に平準化を図った上で、公表しているというような経過もありますので、そういった方法、美瑛町においてどのような形で進めるかという部分ですね、継続して検討を進めてまいりたいと考えております。以上です。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 6番、青田委員。

○委員(青田知史議員) 答弁頂きました。質問変えます。政治的活動であるとか、宗教的な活動についての制限なんですけれども、それについてこちらの運用のほうには謳ってはいないんですけれども、実際の運用のところですねその辺りに対して、どのような思いというか、制限等についてですね、かけるのかかけないのかもありますし、どこまで許すのかということもあと思っています。宗教的な布教活動をそこでやっていいのかであるとか、例えば政治活動そこを例えば事務所にして何かこう、何て言うのかな。政治活動をしていいのかだとか、やっぱり

その、いろんなこう、公共施設は当然駄目なんだけれども、今回その指定管理が入ることによってその辺りの制限についてですね、何らかのその影響が及ぼす可能性はないと思うんだけど、町の思いとしてその辺りのところで、現状、条例上ですねその辺りの制限はないんだけど、どういう風に考えるか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○総務課長補佐 このたび設置をさせていただく、今回の施設このたびの施設は公の施設という位置づけになりまして、住民の福祉を増進する目的を持って、その利用に供する施設と、地方自治法の定めがあります。宗教の部分ですとか、そういったものについてほかの施設とも同じような形で、基本的には認めすることできない部分あるかと考えておりますが、それらの考え、町の考えについては、当然指定管理者の皆さまにもですね、基本協定等でお示しをして、管理代行をしていただくというような考えでおります。以上です。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 7番、白石です。お願いいたします。これ、スタートしてからもう様々な問題が起きてくる可能性はあって、それをどのように検証をして、あるいは町民に発信していく予定なのかお聞かせください。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○総務課長補佐 このたびの施設を活用して行う事業いろいろなものを今検討させていただいておりますが、新たな取組も多くございますので、委員がご指摘頂いてご心配頂いてるような、うまくいかないことも当然出てくるかと思っております。それは分かった上で、それらをどういう風なアプローチをしながらクリアしていくかという部分もですね、今後の美瑛町の地域づくりを考えていく上で、非常に重要なことなのかなと考えてます。そういった活動をですね、ほかの地域の皆様にも見ていただきながら、それぞれ地域の特性がありますので、この東部地区で進められている地域の皆さんの活動がぴったりはまるかどうかというのはちょっとまた別の部分はあるかと思うんですけども、その辺りしっかり情報発信していきたいなと思っております。その部分を整理していく上で、町のほうで今設置をさせていただいてます集落支援員の方が中心になってですね、地域と私たち行政側のハブ役を担っていただきながら、一緒に地域づくり活動を進めていく必要があるのかなと考えてますので、施設整備までに今まで運営協議会の皆さまにいろいろお話を頂いてきているんですけども、整備後も当然ですね、そういった機会を設けながら、随時情報をですね、皆さんのほうにお伝えしていければなと考えております。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 7番、白石委員。

○委員(白石久代議員) 答弁頂きました。これだけ大きな施設で、いろいろな方の意見を取り入れてここまでやってこられた。とても期待しておりますし、町民も注目しており、全町民が注目しておりますので、本当に応援しております。これは同時にその全町民の勉強というか、学びにもなると思いますので、いいことも悪いことも含めて、なるべく発信していただきたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○総務課長補佐 美瑛町、町のほうとですね、地域の皆さまが集まって、つくられている運営協議会のほうと、今こう連携しながら進めている中で、運営協議会の皆さまのほうがですね主体的に表に出るような形でですね、成功も失敗も含めてお話し頂けるような機会があれば、でもいいなと思いますので、そういった機会も、あわせてですね、例えば紙面だけでお伝えするのではなくて、こういう何か直接会ってお話しできるような機会ですとか、そういったものも考えていければいいなと思いますので、よろしく願いいたします。

○委員長(八木幹男議員) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声)

質疑なしと認めます。

本日は委員外議員が出席をしております。最後に、議案第1号全般について、委員外議員の質疑を許します。

(「はい」の声)

山本議員。

○委員(山本賢一議員) 12番、山本です。よろしく願いいたします。先ほど来ずっと聞いていてやっぱり料金の問題ですとか、こういう問題がやっぱりあるのか使用料ですとかですね、こういうのあるかなと思うんですけども、この設定の部分でもいろいろあると思うんですが、例えばですね、伺いたいのは例えば、加工室で作ったものをかそれを売買ですかね、そういう目的でつくった場合には倍になると。そしてこの直売所で売った場合に、またそこで料金が発生するということになって、結構これ、金額になってくるのかなと思うんですね。そういう部分ですとか、これ減免とかそういうな形になるのかなと思うんですけども、それともう一つ、この辺でどういう風に考えてるか、もう1点ですねこれだけの共有の施設ということになったときに、運営費ですよ。要は動力光熱費も含めてですけど、例えば保育所が入ってますよとか、集会場が入ってますよとか、加工施設入ってますよ。これ各利用料、使用料で取るということになるんですけども、ただ、保育所なんかは出どころが違ったりですとかいろいろ

違いますよね。ですからこの辺のところ割り振りどういう風にしていくのかとか、そういうのはどういう風に考えておられるのか伺いたいと思います。

(「はい」の声)

○委員長(八木幹男議員) 課長補佐。

○農林課長補佐 よろしく申し上げます。加工室を利用する場合の販売品を加工した際の利用料についてですが、こちらにつきましては、先ほど委員からもご指摘あったように、今後地域の農産物を町民の方がどのように加工して地域づくり、農業振興等にとっていくかという部分を踏まえながら、その減免規定等を町としても考えながら、利用料の設定を検討していきたいという風に考えております。以上です。

○委員長(八木幹男議員) 一問一答となっておりますので、まず加工室の問題からまず再質問頂きたいと。いいですか。

(「はい」の声)

それでは続きます。お願いします。

(「はい」の声)

課長補佐。

○総務課長補佐 2点目にご質問頂きましたこの施設の運営費の部分になります。公の施設の管理に係る指定管理料という部分の予算を、この施設の事業として計上させていただきまして、指定管理者さん側のほうと町のほうで、年度協定等を結びながら、お支払いして管理運営をしていただくというのが基本のベースとなります。これまで事業を進めていく上で、このかかるコストをですね、いかに抑えるかという部分については、ずっと並行して協議を重ねてまいりまして、どうしても施設を運営するには、光熱水費等のランニングコストもかかりますし、管理運営するための人件費等もかかるという中で、省エネルギー、省エネ性能を高めた建物の建築ですとか、あとは運営協議会の中で連携して人のやりくりをしながら人件費を極力抑える部分ですとか、そういった議論を重ねながら、検討してきたというような経過がございます。保育所ですとかそういったものにつきましても、公の施設として一体の部分になりますので、基本的な人コストについては、一つの事業でまとめてお支払いをして、それ以外この施設を活用して行う運営協議会を行う、その地域に対する地域づくり事業。これらについてはまた別の予算立ての中で動いていただくという形になりますので、施設の管理の部分と運営協議会主体になって動かす地域づくり事業という部分については切り離された予算の仕組みになっているということになります。以上です。

○委員長(八木幹男議員) 以上で、委員外議員の質疑を終わります。これで議案第1号について質疑を終わります。暫時休憩します。

休憩宣言(午前10時35分)

(総務課、保健福祉課、農林課説明員 退室)

再開宣言 (午前10時36分)

○委員長(八木幹男議員) 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

これから討論を行います。討論ありませんか。

(「なし」の声)

討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから、議案第1号、美瑛町東部地区コミュニティ施設条例の制定についての件を採決します。本件を原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手多数)

挙手多数であります。

したがって、議案第1号の件は原案のとおり可決されました。以上で本委員会に付託された案件は全て終了します。会議を閉じます。

本日は活発なるご意見、ご審議を頂き、誠にありがとうございます。これからの運営が最も大事になってくるかと思いますので、それぞれ皆さん、皆様方が注目をしていただいて、さらなるいいものに仕上げてください。こういう流れが本来の流れかなと思っておりまして、今後とも引き続き注目して、注視していきたいと思っておりますので、皆さまのご協力をよろしくお願いをいたします。閉会に当たりましてのご挨拶をさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

午前10時37分 閉会